

第9章

歴史的風致形成建造物の 管理の指針となるべき事項

歴史的風致形成建造物については、それぞれの建造物の価値に基づいて適正に維持と管理に努める。適切な管理を行うに当たって、法では、建造物の所有者に対して増築等の事前の届出を義務付け、当該建築物の保全に支障をきたす場合は市町村が勧告を行うことが規定されている。これにより、歴史的風致維持向上建造物の管理の指針として、第8章の「歴史的風致形成建造物の指定の方針」から、各種別に以下のとおり整理する。

① 県・市指定文化財

滋賀県文化財保護条例に基づく滋賀県指定文化財、彦根市文化財保護条例に基づく彦根市指定文化財については、国の指定文化財と同様に建造物の内外とも現状維持が基本であり、現状を変更する場合は痕跡調査などにより江戸期に復することを原則とする。また、増築等は、当該建造物の保存上やむをえない場合を除き、原則として行わないものとする。

② 国登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財については、歴史的風致の維持と向上の観点から建造物の外観の維持及び保存を基本とし、外部の小規模な改変や内部の改造は可能とする。なお、外部の小規模な改変とは、通常望見できる範囲の4分の1以下を基本とする。

③ 景観重要建造物

彦根市景観条例に基づく景観重要建造物については、周辺の景観を先導する建造物として外観の維持及び保全を原則とする。

④ その他保全の措置が必要な建造物

その他保全の措置が必要な建造物については、歴史的風致の維持と向上の観点から建造物の外観の維持及び保存を基本とし、外部の小規模な改変や内部の改造は可能とする。

⑤ 届出不要の行為

法第15条第1項第14号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為については、以下の場合とする。

- ・滋賀県文化財保護条例第17条第1項に基づく県指定有形文化財の現状変更

- 等の許可申請を行い、同第18条に基づく修理の届出を行う場合
- 彦根市文化財保護条例第12条第1項に基づく彦根市指定文化財の現状変更等の事前協議を行い、同第13条に基づく修理の届出を行う場合
 - 登録有形文化財で、文化財保護法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
 - 登録有形民俗文化財で、文化財保護法第90条第3項に基づく現状変更の届出を行った場合
 - 登録記念物で、文化財保護法第133条に基づく現状変更の届出を行った場合

歴史的風致形成建造物の維持・管理の方針



